

「輸入青果物検疫要綱」(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号 農蚕園芸局長通達) 一部改正新旧対照表

下線部が改正箇所

改 正 後				現 行			
別表1 (第12関係) 3 選別による消毒方法の基準				別表1 (第12関係) 3 選別による消毒方法の基準			
種苗の種類	検査の種類	選別基準	摘 要	種苗の種類	検査の種類	選別基準	摘 要
ココやし、ドリアン、 パインアップル、パ ナナ、マンゴウ等の 生果実	アボカド斑点細菌病菌、パインアップル心腐病菌 等	〔略〕	〔略〕	ココやし、ドリアン、 パインアップル、パ ナナ、マンゴウ等の 生果実	アボカド斑点細菌病菌、パインアップル心腐病菌 等	〔略〕	〔略〕
	黒腐病菌、炭そ病菌、マンゴウ果実腐敗病菌等	〔略〕	〔略〕		黒腐病菌、炭そ病菌、 <u>灰色かび病菌</u> 、マンゴウ果 実腐敗病菌等	〔略〕	〔略〕
オレンジ、グレープ フルーツ、レモン等 のかんきつ類及びキ ウイフルーツ、ざく ろ、なし、ぶどう、 りんご等の生果実	カンキツ黒星病菌、モモせん孔細菌病菌等	〔略〕	〔略〕	オレンジ、グレープ フルーツ、レモン等 のかんきつ類及びキ ウイフルーツ、ざく ろ、なし、ぶどう、 りんご等の生果実	カンキツ黒星病菌、モモせん孔細菌病菌等	〔略〕	〔略〕
	カンキツ炭そ病菌、ナシ輪紋病菌、ブドウ黒とう 病菌等	〔略〕	〔略〕		カンキツ炭そ病菌、ナシ輪紋病菌、ブドウ黒とう 病菌等	〔略〕	〔略〕
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ (これら と同様の加 害形態をもつ検疫有害動物を含む。 以下同じ)	〔略〕	〔略〕		クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ (これら と同様の加 害形態をもつ検疫有害動物を含む。 以下同じ)	〔略〕	〔略〕
	黒腐病菌、ブドウ晩腐病菌等	〔略〕			黒腐病菌、 <u>灰色かび病菌</u> 、ブドウ晩腐病菌等	〔略〕	
いちご、かぼちゃ、 さやえんどう、すい か、メロン等の果菜 類及びアスパラガス、 はくさい、レタス等 の葉菜類並びにアー ティチョーク、カリ フラワー等の花菜類	トマトかいよう病菌、ハクサイ黒斑病菌等	〔略〕	〔略〕	いちご、かぼちゃ、 さやえんどう、すい か、メロン等の果菜 類及びアスパラガス、 はくさい、レタス等 の葉菜類並びにアー ティチョーク、カリ フラワー等の花菜類	トマトかいよう病菌、ハクサイ黒斑病菌等	〔略〕	〔略〕
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ	〔略〕	〔略〕		クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ	〔略〕	〔略〕
	エンドウ褐紋病菌、キュウリ炭そ病菌、キャベツ べと病菌等	〔略〕	〔略〕		エンドウ褐紋病菌、キュウリ炭そ病菌、キャベツ べと病菌等	〔略〕	〔略〕
	ハクサイ軟腐病菌等	〔略〕	〔略〕		<u>灰色かび病菌</u> 、ハクサイ軟腐病菌等	〔略〕	〔略〕
だいこん、にんじん 等の根菜類及びたま ねぎ、にんにく等の りん茎類	ダイコン萎黄病菌等	〔略〕	〔略〕	だいこん、にんじん 等の根菜類及びたま ねぎ、にんにく等の りん茎類	ダイコン萎黄病菌等	〔略〕	〔略〕
	ケナゴコナダニ及びロビンネダニ (これらと同様 の加害形態をもつ検疫有害動物を含む。)	〔略〕	〔略〕		ケナゴコナダニ及びロビンネダニ (これらと同様 の加害形態をもつ検疫有害動物を含む。)	〔略〕	〔略〕
	菌核病菌、タマネギ乾腐病菌等	〔略〕	〔略〕		菌核病菌、タマネギ乾腐病菌等	〔略〕	〔略〕
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ、黒斑病 菌、軟腐病菌等	〔略〕	〔略〕		クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ、黒斑病 菌、軟腐病菌、 <u>灰色かび病菌</u> 等	〔略〕	〔略〕